

備 考

令和3年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

総務部 情報政策課	総務部 デジタル政策課
健康政策部 食品・衛生課	健康政策部 薬務衛生課
地域福祉部 地域福祉政策課	子ども・福祉政策部 地域福祉政策課
地域福祉部 高齢者福祉課	子ども・福祉政策部 高齢者福祉課
地域福祉部 障害福祉課	子ども・福祉政策部 障害福祉課
地域福祉部 障害保健支援課	子ども・福祉政策部 障害保健支援課
地域福祉部 児童家庭課	子ども・福祉政策部 子ども・子育て支援課
地域福祉部 少子対策課	子ども・福祉政策部 少子対策課
地域福祉部 福祉指導課	子ども・福祉政策部 福祉指導課
文化生活スポーツ部 人権課	子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課
文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課	文化生活スポーツ部 県民生活課
産業振興推進部 移住促進課	中山間振興・交通部 移住促進課
商工労働部 産業創造課	商工労働部 産業デジタル化推進課
商工労働部 企業立地課	商工労働部 企業誘致課
林業振興・環境部 新エネルギー推進課	林業振興・環境部 環境計画推進課
林業振興・環境部 環境共生課	林業振興・環境部 自然共生課